

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	公営住宅・改良住宅に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、公営住宅・改良住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

岡山県新見市長

## 公表日

令和6年7月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅・改良住宅に関する事務
②事務の概要	<p>・公営住宅法、住宅地区改良法及び市条例等の規定により、公営住宅の入居申請の受理、収入の申告の受理、家賃決定、家賃減免、住宅の明渡し等の事務を行う。</p> <p>・特定個人情報は、次の事務に使用する。</p> <p>①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・居住要件等)</p> <p>②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定</p> <p>③入居後の収入申告書の受理・家賃減免及び各種所得情報の照会</p> <p>④出産・死亡等による世帯情報の変更を確認</p> <p>⑤家賃を滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用</p>
③システムの名称	・住宅管理システム、・収納消込／滞納管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・入居者情報ファイル、・収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表27、52の項</p> <p>・番号法第9条第2項</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、第26条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部都市整備課
②所属長の役職名	都市整備課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

〒718-8501  
岡山県新見市新見310-3  
新見市役所建設部都市整備課 住宅係  
電話:0867-72-6118

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	都市整備課長 足立 卓也	都市整備課長 井手原 延之	事後	人事異動
平成28年5月2日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月16日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年5月2日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月25日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	都市整備課長 井手原 延之	都市整備課長 西村 和夫	事後	人事異動
平成29年5月15日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月3日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月3日 時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月3日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月3日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年5月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	都市整備課長 田邊 純孝	都市整備課長 下木 貞吉	事後	人事異動
令和2年5月15日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年5月15日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	都市整備課長 下木 貞吉	都市整備課長 木下 正雄	事後	人事異動
令和3年6月24日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月24日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和4年7月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	都市整備課長 木下 正雄	都市整備課長 西山 優深	事後	人事異動
令和4年7月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する	都市整備課都計・住宅係	都市整備課 住宅係	事後	機構改革
令和5年6月27日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年6月27日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の19、35項 ・番号法第9条第2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第18条、第26条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法) ・番号法第9条第1項 別表27、52の項 ・番号法第9条第2項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第18条、第26条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(31、54の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :第22条、第28条 3. 番号法第19条第15号及び特定個人情報保護委員会規則で定められた該当条項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	都市整備課長 西山 優深	都市整備課長	事後	
令和6年7月11日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正